

「第2次山鹿市総合計画後期基本計画【概要版】(素案)」に関する意見募集の結果及び市の考え方について

令和3年5月27日
山鹿市総務部秘書政策課

「第2次山鹿市総合計画後期基本計画【概要版】(素案)」について、市民の皆様からのご意見等を募集しましたので、寄せられましたご意見等の概要と、これらに対する市の考え方を下記のとおり公表します。

ご意見等をお寄せいただきありがとうございました。

記

- 1 募集期間 令和3年4月15日(木)～令和3年5月14日(金)
- 2 意見の件数 2件(2人)
- 3 意見の取扱い 計画案に反映する 施策反映させるための参考とする
反映できない その他
- 4 意見・提案の概要と市の考え方

No	意見・提案の概要	市の考え方	取扱区分
1	行政情報の伝達手段として、光ファイバー網を利用して地域の情報を流すテレビチャンネルを盛り込むべき。	<p>光ファイバー網を利用したテレビチャンネル、いわゆるケーブルテレビにつきましては、放送施設の構築及び運営並びにその後の定期的な改修に多額の費用が必要となること、受信のための専用機器の設置、通信に係る費用など、住民の皆様の負担が大きくなることから、事業実施は困難であると考えています。</p> <p>しかしながら、多くの方が利用されているテレビへの情報配信は重要であると考え、熊本放送(RKK)のデータ放送「デタボン」を利用して、市の情報を配信しております。</p> <p>現状では、光ケーブルとテレビをつないだ情報配信の計画はございませんが、「デタボン」以外にも、広報紙、ホームページ、公式SNS、情報メール、やまがメイト(スマートフォンアプリ 従来型の携帯電話やパソコンでも一部機能を除き利用可能)、防災行政無線を利用して情報を配信しています。</p> <p>今後も住民の皆様や市外の皆様に向け、より良い情報配信が行えますよう努</p>	

		めてまいります。	
2	<p>種苗法が改正され、2022年4月には自家増殖許諾制が始まるが、農家が高額な許諾料を支払わなければならなくなると、農家の経営は苦境に追い込まれる。自家増殖許諾免除や在来種の保全を条例で定め、山鹿市の農業・種苗を守るべき。</p> <p>健康被害が懸念され、海外では使用が規制されている農薬や除草剤が広く使用されているため、有機農業への転換を推進すべき。</p> <p>計画は豊かな自然環境があってこそ成り立つもの。具体的な自然環境保護の象徴となるものがあれば、市民が共通認識をもって、自然環境を守る行動が出来る。</p> <p>命の根源まで見つめた対策をすべき。自然環境の破壊による生物の減少、その延長上に子供達がいることを理解してほしい。</p>	<p>種苗法の改正は優良な新品種の海外流出を抑制し、農家及び生産地を守ることが目的です。種苗法の対象は時間と費用をかけて開発し登録された新品種であり、現在多く利用されている在来種を含む一般品種は許諾手続や許諾料の必要はありません。また登録品種も許諾を受ければ自家増殖が出来、許諾料も新品種は農家に栽培してもらわなければ意味がないので、高額にはならないと考えられています。</p> <p>本市では有機農業の推進について、地球温暖化防止や生物の多様性の保全に効果の高い営農活動、例えば化学肥料や化学合成農薬を低減する取組みと合わせて、緑肥作物の作付け、堆肥の施用、有機農業の取組み等に対する支援を行っています。また熊本県においても、化学肥料や農薬を減らした環境に配慮した農業を「くまもとグリーン農業」と呼び、推進しています。</p> <p>いただいたご意見も参考にしつつ、今後とも関係機関と連携し、SDGsの考え方を踏まえながら、自然環境保護につながる活動を支援していきます。</p>	